

「令和 8 年度 大分労基署管内行動災害ゼロ運動」

実施要綱

令和 8 年 6 月 1 日

大分労働基準監督署

1 趣旨・目的

大分労働基準監督署管内における令和 7 年の休業 4 日以上労働災害死傷者数（新型コロナウイルス患者数を除く。以下同じ。）は 721 人、業種別では依然として第三次産業に多発しており 444 人と約 6 割を占めている。また、事故の型別では「転倒」による死傷者数は 241 人、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による死傷者数は 112 人となっており、この二つで全体の約半数を占める状況となっている。

このような背景としては、労働者の高齢化による身体機能の低下等も考えられるが、転倒や腰痛は日常生活でも発生するようなものであること、命に関わるようなものが比較的少ないことから、自らの危機ととらえて対策を講ずる必要性の認識に至らないということも考えられ、これまでのアプローチだけでは行動災害を減少させることに限界がある。

行動災害を防止するためには、まず、労働災害を自分ごととしてとらえ、対策すべき社会問題として解決策を考えていく機運の醸成を図り、顧客や消費者も含めた全てのステークホルダーが一丸となり、労働者の安全を第一に掲げて取組を進めていく必要がある。

このため、大分労働基準監督署では、昨年度実施した「令和 7 年度 大分労基署管内行動災害ゼロ運動」により転倒災害が減少したことを踏まえ、今年度も引き続き「令和 8 年度 大分労基署管内行動災害ゼロ運動」を展開する。本運動の推進に当たっては、行動災害や高年齢労働者の労働災害防止対策、「Safe Work OITA」のロゴマークを活用した取組に加え、新たに、熱中症予防対策や「Cool Work OITA」のロゴマークを活用した取組等の「安全の見える化」事例を募集することにより積極的な参加を呼びかけ、個々の労働者の安全衛生に対する意識の高揚を図り、行動災害の撲滅のみならず、ひいては労働災害の撲滅を図る。

2 実施期間

令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 9 年度以降は、行動災害防止活動の定着状況及び行動災害の動向を見極めた上で主唱者が年度毎に継続の有無を判断する。

3 主唱者

大分労働基準監督署

4 実施者

管内すべての事業場の経営者及びその労働者

労働災害防止団体

各事業者団体

5 主唱者の実施事項

- (1) 「令和 8 年度 大分労基署管内行動災害ゼロ運動」への参加をあらゆる機会を通じて呼びかけ、管内の機運の醸成に努める。
- (2) 別途定める「令和 8 年度 大分労基署管内行動災害ゼロ運動『安全の見える化』取組事例募集要領」の周知を図り、積極的な取組事例の募集について呼びかける。
- (3) 行動災害防止、高年齢労働者の労働災害防止、熱中症予防対策等の顕著な取組を行っている事業場について、事業場の承諾を得て大分労働局ホームページや「監督署通信ご安全に！」等において、事業場名や「安全の見える化」の取組内容を公表するとともに、優秀な取組を実施している事業場について表彰する。
- (4) 実施者の実施事項について指導、援助する。

6 労働災害防止団体、事業者団体等の実施事項

- (1) 本運動及び「大分労基署管内行動災害ゼロ運動『安全の見える化』取組事例募集要領」の会員事業場への周知、徹底
- (2) 各種労働災害防止用リーフレット等の配布

7 実施者の実施事項

- (1) 令和 8 年度大分労基署管内行動災害ゼロ運動及び本運動「安全の見える化」取組事例募集要領に基づく取組の推進、積極的な参加
- (2) 経営トップによる行動災害防止への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (3) 安全衛生管理の自主的な改善の推進を図るため「14 次防取組状況点検票」による各項目に係る点検の実施及び当署への報告

- (4) 労働災害及び熱中症を防止し「安全・安心」な職場の実現を目指す大分労働局独自のロゴマーク「Safe Work OITA」及び「Cool Work OITA」の活用
- (5) 安全衛生管理体制の整備・確立（役割・権限の明確化）
- (6) 職場巡視、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全衛生活動の充実・活性化
- (7) 転倒災害防止対策
 - ア 転倒災害を発生させる環境要因を解消する物理的対策（ハード対策）
 - ・作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
 - ・照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - ・危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
 - ・耐滑性や重量バランスに優れた転倒防止に有効な靴の着用
 - イ 労働者の高齢化に伴う身体機能の低下への対策（ソフト対策）
 - ・「転倒等リスク評価セルフチェック票」等による身体機能の低下に起因する転倒リスクの可視化及び身体機能の維持向上のための取組の促進
 - ・市町村が健康増進事業により実施する骨粗鬆症検診の受診の勧奨
 - ・転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用
- (8) 職場における腰痛予防対策
 - ア 職場における腰痛予防対策指針に基づく取組
 - イ 厚生労働省ホームページ掲載の腰痛予防対策に係る教材、資料、取組事例、腰痛予防対策動画の活用
 - ウ 大分県が実施する「ノーリフティングケア用福祉機器導入支援事業」（介護サービス事業を行う「介護サービス事業者」に限る。）の活用
- (9) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく対策
 - ア 事業者による健康保持増進及び労働災害防止に積極的に取り組む旨の方針表明
 - イ 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施又は労働者の意見を聴いて高年齢労働者にとって危険な場所を洗い出して改善を図る「エイジアクション100」のチェックリストの活用
 - ウ 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した作業内容等の見直し
 - エ 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期健康診断の確実な実施及び健診結果を活用した労働者自身による健康状況の理解を促すための健康指導の実施
 - オ 体力の状況を客観的に把握し、労働者自身による身体機能の維持向上を促すための体力チェックの活用
- (10) SAFE コンソーシアムへの加盟及びSAFE アワードへの応募